

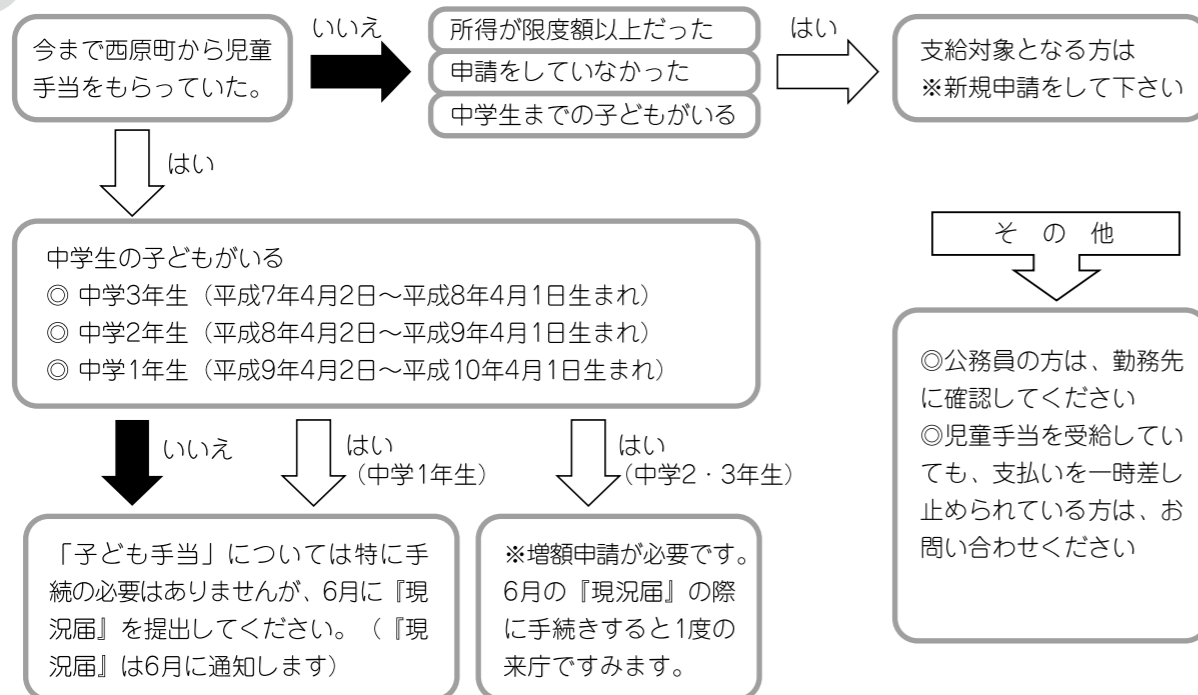
# 子ども手当の申請について

平成22年4月より次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するために「子ども手当」がスタートしました！ 手続きは9月末までに済ませてください！ 「子ども手当」制度についての概要は広報4月号またはホームページにてご確認ください。

## 支給対象

中学卒業前までの子どもを養育する方で西原町に住民登録（または外国人登録）がある方

## Q1 手続きが必要なのはどんなとき？



## Q2 手続きにはどのような書類が必要なの？

- A) 新規と増額の手続きで添付書類が変わります。
- ◎ 新規申請の方
    1. \*受給者名義の通帳（ゆうちょ銀行を除く）
    2. 印鑑（シャチハタ印は不可。銀行印でなくてもOKです）
    3. \*受給者の健康保険証（厚生年金等加入者）
    4. その他
      - ・ 養育している18歳以下の児童が別世帯にいる場合→別居する児童の住民票謄本（本籍地・続柄記載のもの）
      - ・ 配偶者が公務員の場合→子ども手当不支給証明（任意の様式でOK）
  - ◎ 増額申請の方
    1. 印鑑
- \*「受給者」とは、対象となる子どもを養育する方のことです。

### 子ども手当の趣旨にご理解をお願いします。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を活用しなければならない責務が法律上定められています。子どもの将来を考え有効に活用していただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ／西原町役場 福祉課 子育て支援係 ☎ 945-5311

## “倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や “雇止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

# 平成22（2010）年4月から国民健康保険税が軽減されます。

**対象者は？** 離職の翌日から翌年度末までの期間において、  
(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）  
(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇止めなどによる離職）として失業等給付を受ける方です。

**軽減額は？** 国民健康保険税は、前年の所得などにより算定されます。軽減は、前年の給与所得をその30/100とみなして行います。※具体的な軽減額などは、下記までお問い合わせください。

**軽減期間は？** 離職の翌日から翌年度末までの期間です。※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

**制度が始まる前の失業は対象外ですか？** 制度が始まる前1年以内（平成21（2009）年3月31日以降）に離職された方は、平成22（2010）年度に限り国民健康保険料（税）が軽減されます。※ただし、平成21（2009）年度の保険料（税）は対象となりません。御了承ください。

**お問い合わせ** 軽減を受けるには申請が必要です。制度の詳しい説明は、西原町役場健康推進課国民健康保険担当にお尋ねください。 ☎ 945-4791（内線154）

## 就学援助希望者の申請について

西原町では就学援助事業を行っています。この制度は、経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対して援助するものです。この援助の対象は、生活保護受給世帯の「要保護世帯者」と、これに準ずる程度に生活が困窮していると町教育委員会が認定した世帯の「準要保護世帯者」です。就学援助を希望される場合は、次に掲げる事項に留意のうえ各学校へ申し出て下さい。

### 1. 対象者

- 町内に住所を有し、同一世帯にて児童生徒を養育している保護者
- (1) 生活保護を受けている者（【要保護世帯】として認定します）
  - (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に生活が困っていると町教育委員会が認定した者（【準要保護世帯】として認定します）

### 2. 援助項目

学用品費・校外活動費・修学旅行費・医療費・学校給食費等  
※ただし、要保護（生活保護）世帯として認定された場合は医療費・修学旅行費に限る

### 3. 申請方法

補助対象者で就学援助を希望される方は、次の要領にて学校に申請して下さい。

- 【受付期間】 平成22年4月19日（月）～5月21日（金）
- 【提出書類】 ①要保護・準要保護児童生徒に係る世帯票兼認定調書（学校で配布）  
②住民票謄本（同一世帯者全員、続柄の記載されているもの）一部  
③課税証明書（同一世帯者のうち、18歳以上の者全員）  
④その他（家賃証明書・児童扶養手当証書の写し等）  
⑤委任状・口座振替依頼書

※③の書類については課税基準日が平成21年1月1日になりますので、平成21年1月1日に西原町以外の市町村に在住（住民登録）していた方は該当市町村にて③の書類を揃えて下さい。なお、同居者のある場合、その方の書類も同じように必要になります。※追加申請（町外からの転入者、被災者、生活保護の開始・廃止者等、年度途中からの援助が必要と認められる者に限る）については平成23年1月末日まで。※認定要件を満たしていても受付期間を過ぎた場合、受け付けませんのでご注意ください。

【提出先】 就学先の小・中学校

**お問い合わせ** 各小・中学校または教育委員会学校教育課  
電話 945-5039（内線513） FAX 945-6770